

総務警察委員会記録

開催日時 平成28年6月20日(月) 13:03～15:42

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

粒谷 友示 委員長
山村 幸穂 副委員長
亀田 忠彦 委員
松本 宗弘 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
田尻 匠 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 総務部長
長岡 危機管理監
一松 地域振興部長
山本 南部東部振興監
辻本 観光局長
羽室 警察本部長
高井 警務部長
大久保 生活安全部長
福田 刑事部長
森脇 交通部長
今谷 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

(1) 議案の審査について

《平成28年度議案》

議第56号 奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 6 3 号 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例
- 議第 6 4 号 奈良県いじめ対策連絡協議会条例
- 議第 6 6 号 市町村負担金の徴収について (総務警察委員会所管分)
- 報第 1 号 平成 2 7 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
平成 2 7 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書
(総務警察委員会所管分)
- 報第 4 号 一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告
について
- 報第 1 6 号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報
告について
- 報第 1 8 号 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分の報告に
ついて
奈良県税条例等の一部を改正する条例
産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関す
る条例の一部を改正する条例
- 報第 1 9 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告に
ついて
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関す
る条例の一部を改正する条例

《平成 2 7 年度議案》

- 報第 2 8 号 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分の報告に
ついて
平成 2 7 年度奈良県一般会計補正予算 (第 6 号)

(2) その他

〈会議の経過〉

○粒谷委員長 ただいまから総務警察委員会を開会いたします。

本日は傍聴の申し出がございませんけれども、もし傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、事務局長から自己紹介と新任担当書記の紹介を願います。

○上田事務局長 事務局長の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく、新たに当委員会の担当書記となりました松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○粒谷委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。今般の組織見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求をしておりますので、ご了承を願います。

次に、4月1日付で理事者に異動がありましたので、理事者の紹介をお願いいたします。

まず、総務部長より関係次長・課長・室長を紹介願います。

○野村総務部長 異動のあった職員を紹介させていただきます。榊井総務部次長（人事課長事務取扱）でございます。

○榊井総務部次長（人事課長事務取扱） 榊井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○野村総務部長 石井総務部次長（財務担当）でございます。

○石井総務部次長 石井でございます。よろしくお願いいたします。

○野村総務部長 舟木広報広聴課長でございます。

○舟木広報広聴課長 舟木でございます。よろしくお願いいたします。

○野村総務部長 谷垣政策推進課長でございます。

○谷垣政策推進課長 谷垣でございます。よろしくお願いいたします。

○野村総務部長 吉井国際課長でございます。

○吉井国際課長 吉井でございます。よろしくお願いいたします。

○野村総務部長 東総務課長でございます。

○東総務課長 東でございます。よろしくお願いいたします。

○野村総務部長 松岡ファシリティマネジメント室長でございます。

○松岡ファシリティマネジメント室長 松岡でございます。よろしくお願いいたします。

○野村総務部長 中田管財課長でございます。

○中田管財課長 中田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野村総務部長 総務部は以上でございます。

○粒谷委員長 ありがとうございます。次に、危機管理監より、関係次長・課長を紹介願います。

○長岡危機管理監 それでは、異動のありました職員を紹介させていただきます。辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱）でございます。

- 辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 辻でございます。よろしくお願いいたします。
- 長岡危機管理監 小出消防救急課長でございます。
- 小出消防救急課長 小出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 粒谷委員長 次に、地域振興部長より、関係理事・次長・課長を紹介願います。
- 一松地域振興部長 それでは、異動のあった職員を紹介させていただきます。石井地域振興部理事（国民文化祭・障害者芸術文化祭担当、文化会館館長事務取扱）でございます。
- 石井地域振興部理事 石井でございます。よろしくお願いいたします。
- 一松地域振興部長 山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱）でございます。
- 山下地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 山下でございます。よろしくお願いいたします。
- 一松地域振興部長 浅田市町村振興課長でございます。
- 浅田市町村振興課長 浅田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 一松地域振興部長 宇都宮エネルギー政策課長でございます。
- 宇都宮エネルギー政策課長 宇都宮です。よろしくお願いいたします。
- 一松地域振興部長 平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長でございます。
- 平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 平田です。よろしくお願いいたします。
- 一松地域振興部長 谷垣文化資源活用課長でございます。
- 谷垣文化資源活用課長 谷垣です。よろしくお願いいたします。
- 一松地域振興部長 川上教育振興課長でございます。
- 川上教育振興課長 川上でございます。よろしくお願いいたします。
- 一松地域振興部長 以上でございます。
- 粒谷委員長 次に、南部東部振興監より自己紹介を願います。
- 山本南部東部振興監 南部東部振興監の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 粒谷委員長 次に、観光局長より自己紹介の後、関係理事・課長を紹介願います。
- 辻本観光局長 観光局長の辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。関係職員でございます。中西まちづくり推進局理事兼観光局理事でございます。
- 中西観光局理事 中西でございます。よろしくお願いいたします。
- 辻本観光局長 中西ならの観光力向上課長でございます。

○中西ならの観光力向上課長 中西でございます。よろしくお願いいたします。

○辻本観光局長 阿部観光プロモーション課長でございます。

○阿部観光プロモーション課長 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○粒谷委員長 ありがとうございます。

本日の委員会より、委員会審議の充実を図るため、情報端末の使用を認めることになりました。委員会における情報端末の使用に関する申し合わせ事項を、お手元に配付しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案の審査に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりでございます。

なお、審査に先立ちまして申し上げますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となります。あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、総務部長、危機管理監、地域振興部長、南部東部振興監、観光局長、警察本部長の順に説明を願います。

○野村総務部長 今定例県議会提出の議案について、全体の概要及び総務部に関する事項について説明します。

まず、冊子「第324回定例県議会提出議案」の目次をお開きください。

6月8日に提出した議案は、平成28年度議案として、議第56号から議第65号までの条例の制定及び改正が10件、議第66号から議第73号までの契約等が8件、報第1号から報第19号までの繰越の報告や公社等の経営状況の報告が19件、平成27年度議案として、報第28号の専決処分の報告が1件の合計38件です。

以上が全体の概要です。以下、総務部に関するものについて説明します。その他については、それぞれの部局長が所管の委員会で説明します。総務部所管に係る条例案については、後ほど、資料「平成28年6月定例県議会提出条例」により内容を説明させていただきます。

「第324回定例県議会提出議案」39ページをお開きください。39ページから50ページまでが報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。一般会計全体で明許繰越が131件、181億1,019万円、事故繰越が1件、309万円余です。総務部に関するものは2件です。

40ページ、第2款総務費、第1項総務管理費です。旧桜井総合庁舎管理事業については、実施主体である桜井市のおくれにより、自治体情報セキュリティクラウド構築事業については、国の補正予算に伴い平成28年2月定例県議会で補正予算に計上したもので、記載のとおり繰り越したものです。

67ページ、専決処分関係です。報第18号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてです。いずれも総務部に関するものです。

68ページ、奈良県税条例等の一部を改正する条例については、平成28年4月1日から施行が必要な地方税法の改正に伴う所要の改正を平成28年3月31日付で専決したものです。主な改正内容は、法人事業税の所得割の税率を引き下げ、外形標準課税を拡大する。不動産取得税の既存の特例措置を2年延長する。過疎地域において、県が車両購入の補助を行う路線を運行する車両、いわゆる過疎バスの取得にかかる自動車取得税の課税免除を1年延長する。4つ目として、自動車取得税にかかるエコカー減税について、平成28年度排ガス規制導入に伴い、当該規制に適合するバス、トラックを対象車種として追加する。5つ目です。東日本大震災で被災した自動車の代替自動車を取得した場合の自動車取得税及び自動車税について、納税義務免除措置を1年延長するというものです。

87ページ、産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例です。これについては、平成28年4月1日から施行が必要な地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填制度に係る法令の改正に伴い、産業集積の形成及び活性化に関する基本的な計画の同意の日の期限を1年延長するための所要の規定整備を行うための改正を平成28年3月31日付で専決したものです。

91ページ、平成27年度議案に係る専決処分の報告でございます。平成27年度奈良県一般会計予算において、県債の借入額の確定に伴い、事業間での県債額の変更、財源更正を行ったものです。県債総額については、変更ございません。

続きまして、資料「平成28年6月定例県議会提出条例」で、総務部所管に係る条例案について、1件説明させていただきます。

17ページ、議第63号、地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例です。条例案の概要としては、県内への本社機能の移転及び拡充を促進するため、事業税、不動産取得税、固定資産税の不均一課税を行うものです。具体的には、地域再生法に基づき、奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画が国から認定されたことを受けて、当該計画に基づき、特定業務施設の整備を行った認定事業者に対して、①事業者について、

県内への本社機能の移転に限り1年目に2分の1に軽減するなど、3年間軽減するものを規定しています。19ページ、②として、不動産取得税について、10分の1に軽減する旨を規定しています。3つ目、固定資産税についてですが、1年目に10分の1に軽減するなど、3年間軽減する旨を規定しています。

21ページ、7の施行期日の関係です。施行期日は公布の日に、適用日は平成28年3月23日からとしています。

以上が今回提出しています議案の概要及び総務部所管に係るものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○長岡危機管理監 危機管理監所管の提出議案について説明します。提出議案は、契約等1件です。

冊子「第324回定例県議会提出議案」30ページ、議第66号、市町村負担金の徴収について、奈良県防災行政通信ネットワーク再整備事業です。防災行政通信ネットワークを再整備するための工事を行うに当たり、通信機器等を設置する県内39市町村及び奈良県広域消防組合に対し、受益の限度における費用の一部として、機器設置に要する費用の原則2分の1の負担を求めるものです。

以上です。ご審議のほうよろしく申し上げます。

○一松地域振興部長 付託議案のうち、地域振興部所管分について説明します。

冊子「第324回定例県議会提出議案」40ページ、第3款地域振興費、第1項地域振興調整費、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業ですが、国の地方創生加速化交付金を財源として平成28年2月補正予算に計上し、議決いただいたとおり繰り越したものです。再生可能エネルギー等導入推進事業ですが、事業主体である奈良県水道局の御所浄水場小水力発電導入事業の工事のおくれにより、記載のとおり繰り越したものです。

第3項文化・教育費について、総合的文化施策検討事業から41ページの文化資源地域交流・人材育成事業までの10事業、第4項観光費の「古代歴史文化賞」連携事業から「なら記紀・万葉」シンボルイベント事業までの6事業、さらに42ページの日本書紀を学ぶ事業、全国高校生歴史フォーラム開催事業、「記紀・万葉」県民活動支援補助金、合わせて19事業ですが、先ほどの(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業と同様に、国の地方創生加速化交付金を財源として2月補正予算に計上し、議決いただいたとおり繰り越したものです。

49ページ、第2款教育費、第8項大学費、県立大学整備事業は、県立大学1号館等耐

震改修工事の設計に不測の日数を要したため、記載のとおり繰り越したものです。

続きまして、地域振興部所管の条例について説明します。

資料「平成28年6月定例県議会提出条例」1ページ、奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例です。公職選挙法施行令の改正に伴い、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を国政選挙の場合に準ずる額とするため、所要の改正をしようとするものです。なお、施行期日は公布日からとし、所要の経過措置を設けることとしています。

続きまして、22ページ、奈良県いじめ対策連絡協議会条例です。いじめ防止対策推進法に基づき、奈良県いじめ対策連絡協議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものです。協議会の所掌事務としては、要旨の2に記載してありますとおり、県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関することや、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関することなどです。なお、施行期日は公布日からとしています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○山本南部東部振興監 6月定例県議会提出議案、南部東部振興監所管について説明します。

冊子「第324回定例県議会提出議案」40ページ、平成27年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書、奥大和移住促進事業です。これは、国の補正に対応し2月補正で認めていただいたものを繰り越すものです。平成28年4月に開設しました奥大和移住定住交流センターの運営に係る経費です。

以上です。よろしくお願ひします。

○辻本観光局長 観光局所管の議案について説明します。

冊子「第324回定例県議会提出議案」41ページ、観光局の繰越明許費ですが、第4項観光費、うまし奈良めぐり推進事業から地域観光マーケティング推進事業まで、42ページ「記紀・万葉でたどる奈良」紹介事業から「記紀・万葉」交通事業者連携事業までの8事業については、国の補正予算に対応するもので、2月補正でお認めいただいたものを繰り越すものです。1つ飛んで、奈良県外国人観光客交流館整備事業です。平成27年7月より、外国人観光客の県内周遊と交流の拠点として運営しています旧猿沢荘に宿泊機能を整備する事業ですが、工法検討に不測の日時を要したため繰り越したものです。

以上9件の合計で3億8,900万円余の繰り越しとなっています。

次に、報第4号、一般財団法人奈良県ビクターズビューローの経営状況の報告をします。まず、冊子「平成27年度事業報告書」目次をごらんください。平成27年度はⅠからⅢの3つの柱だてで事業展開を行いました。

1ページ、1つ目の柱です。国内外から県内への観光客誘致促進事業です。主な取り組みとしては、テーマ性・ストーリー性のある着地型旅行商品を企画し、誘客促進と奈良ファンの拡大を図りました。3ページ、特に、宿泊客が減少する夏季と冬季における誘客促進策として、うまし夏めぐりとうまし冬めぐりの2つのキャンペーンを展開しました。社寺の遺物公開、特別公開などの魅力ある観光素材を活用しています。また、(3)にありますように、「春日大社第六十次式年造替奉祝記念行事」の販売業務を請け負い、1年間で1万7,110名の参加を得ることができました。6ページ、効果的な情報収集・発信と関係機関へのプロモーションです。先ほどご紹介した旅行商品の売り込みのためのプロモーションのため、旅行会社や輸送事業者、メディア等への情報発信を行うとともに、市町村あるいは民間事業者の方々と協働で首都圏等でのプロモーションを行いました。8ページ、4. 広報・宣伝活動です。(2)にありますように、奈良県の観光情報サイト「大和路アーカイブ」をリニューアルし、本年4月から「あをによしなら旅ネット」として運用をしています。

10ページ、2つ目の柱、コンベンション誘致及び支援事業です。県内外の大学や大手旅行社への誘致活動に取り組んだほか、国際コンベンション等への開催助成を行いました。その結果、平成27年度は240件のコンベンションを誘致することができました。

15ページ、3つ目の柱、地域支援及び広報等の諸事業です。奈良県の観光振興に尽力され、観光を通じた地域貢献に大きな役割を担っていただいた方々12名と1団体の表彰を行うなどの取り組みをしました。

16ページ以降は、一般会計の収支計算書です。16ページの決算額欄に記載のとおり、事業活動収入は1億4,200万円余となっています。18ページ、事業活動支出の合計は、決算額、1億3,900万円余となっています。事業活動の収支差額は274万円余の黒字となっており、これに前期からの繰越金を合わせた次期繰越収支差額は654万円余となっています。

26ページは「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン特別会計の収支計算書です。決算額について、事業活動収入額は6,853万8,000円余、事業活動支出は、6,905万8,000円余となっています。事業活動収支差額については、マイ

ナス51万9,000円余、これに前期からの繰越金を合わせました1,002万円余について、次期に繰り越しています。

以上が平成27年度の事業報告です。

次に、冊子「平成28年度事業計画書」目次ですが、柱だてについては平成27年度の3つの柱だてと変わっていません。

1ページ、1つ目の柱の国内外からの県内への観光客誘致促進事業です。県内で宿泊滞在が減少するオフ期のうまし夏めぐり、うまし冬めぐりの観光キャンペーンを継続するほか、2ページ、3. 募集型企画（主催）旅行として、新たに大和しかバスによるバスツアーを実施することとしました。3ページ、インバウンド事業の促進としては、社寺の特別参拝、特別開帳、日本文化体験等の外国人向けの着地型コンテンツを開発し、商品化するとともに、猿沢インと連携し、外国人観光客への観光案内や資料の提供を行います。

5ページ、2つ目の柱、コンベンション誘致及び支援です。今年度の誘致目標件数を245件に設定し、県内外の大学等へのプロモーション活動を展開していくとともに、6ページ、4. 開催支援“おもてなし”活動に記載していますとおり、各種の助成を行い、コンベンションの開催を支援してまいります。

8ページ、3つ目の柱、地域支援及び広報等の諸事業については、奈良県観光事業功労者表彰や会員向けの情報発信などにより、より一層の観光振興に寄与してまいります。

9ページ、平成28年度の一般会計収支予算です。予算額欄ですが、事業活動収入としては、事業収入、補助金等収入により、合計1億8,800万円余を計上しています。10ページから11ページには、事業活動支出を計上していますが、事業活動支出としては、合計で1億9,000万円余を計上しています。

12ページ、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン特別会計については、事業活動収入を5,065万円余、事業活動支出として5,401万円を計上しています。

以上が平成28年度の一般財団法人奈良県ビジターズビューローの事業計画です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○羽室警察本部長 それでは、警察本部所管の提出議案について、説明します。提出議案については、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告及び専決処分報告であります。

冊子「第324回定例県議会提出議案」65ページ、報第16号、公益財団法人奈良県

暴力団追放県民センターの経営状況の報告についてです。説明は、冊子「平成27年度業務報告書」、「平成28年度事業計画書」によりさせていただきます。

最初は、平成27年度業務報告についてであります。1ページ、暴力団情勢については、1の概要のとおり依然として厳しく、暴力団追放県民センターにおいては、暴力団追放のための広報啓発活動、地域経済団体等の暴力団排除組織に対する講習会等の支援活動及び暴力追放相談活動などを積極的に推進して、暴力団排除機運の高揚を図るとともに、暴力団を社会から孤立させるための諸施策を実施しました。その内容については、2の事業の実施内容、(1) 広報啓発事業に記載のとおり、第24回暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催したほか、2ページに記載をしています、各種広報啓発資料を作成、配布するとともに、テレビ等のメディアを活用した啓発活動を実施したところです。また、4ページ、(2) ですが、地域・経済団体等に対する支援としまして、行政機関や事業所の責任者等に対して、不当要求防止責任者講習を実施するとともに、資料提供などの支援活動を実施しました。この他、(3) 暴力追放相談事業として、4ページから5ページに記載していますとおり、151件の相談を受理し、対応しました。

次に、6ページ、平成27年度の決算報告の概要です。貸借対照表の当年度欄をごらんください。資産の合計額は、資産合計欄のとおり、7億9,125万25円、負債の合計額が負債の部の負債合計欄のとおり、545万4,215円、差し引きしますと、正味財産合計欄のとおり、7億8,579万5,810円となっています。続きまして、7ページ、正味財産増減計算書をごらんください。当年度の収益と事業支出の収支による正味財産の増減については、8ページの正味財産期末残高欄のとおり7億8,579万5,810円で、前年度との比較では157万4,939円の減となっています。9ページ、財産目録の内容については、資料記載のとおりです。基本財産については、11ページの財務諸表に対する注記の4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の表中、基本財産の当期末残高小計欄に記載のとおり、7億6,851万円で増減はございません。

以上が平成27年度の業務報告です。

次に、平成28年度の事業計画について説明します。冊子「平成28年度事業計画書」1ページ、1の概要ですが、奈良県における暴力団情勢に鑑み、暴力団等の反社会的勢力の危険性、悪質性をこれまで以上に県民の方々に周知し、暴力団のいない安全で安心な地域社会を実現するための施策を積極的に推進することとしています。2の実施計画ですが、(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を

図るための事業としまして、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、広報啓発活動など、資料記載の施策を推進することとしています。4 ページ、(2) ですが、地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業として、各種資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施するとともに、3 に記載をしていますとおり、奈良県公安委員会からの委託事業である不当要求防止責任者講習については、約 40 回、1, 200 人を予定しているところです。5 ページ、(3) 暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業として、暴力相談事業、暴力団から離脱する意志を有する者に対する相談支援活動などを推進することとしています。

7 ページ、平成 28 年度の収支予算です。まず、経常収益については、基本財産運用益のほか、資料記載の収入を見込んでおり、経常収益計欄に記載のとおり、2, 448 万 4, 000 円を計上しているところです。経常費用については、事業費以下資料記載の予算を組んでいます。

以上が公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告です。

次に、冊子「第 324 回定例県議会提出議案」88 ページ、報第 19 号、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告です。公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い条文の整備を行うため、所要の改正を行ったものです。施行日は、平成 28 年 6 月 23 日を予定しています。

警察本部所管の提出議案の概要については、以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○粒谷委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○川田委員 ご説明ありがとうございました。

まず、冊子「第 324 回定例県議会提出議案」40 ページ、平成 27 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書からお聞かせください。地方創生の交付金を平成 28 年 2 月定例県議会に予算を上げられ、今年度の予算として執行していく形になって、繰越明許で送っている。事業各々細かく見ていったわけではないですが、もし今年度に執行できなく翌年度に送ることは、事故繰越になりますよね。だけれど、規定で、繰越明許からの事故繰越は多分できなかったと思うのです。その場合はどうなるのですか。

○岡野財政課長 ご指摘のとおり、地方創生の交付金に係る部分で、平成28年2月定例県議会で計上しているものの繰り越しです。この部分に係るものについては、現在の説明では、次の年には送れないと聞いていますので、平成28年度で全額執行せざるを得ないということになります。以上です。

○川田委員 事故繰越をやらなければいけないめどは一切ないという解釈でよろしいのですね。わかりました。

それと、30ページ、市町村負担金の徴収について、これは一般質問でもお聞きして、時間がなかったので再度聞くことができなかつたのですが、地方財政法第27条について負担金徴収を求めるといえることですか。全般的な見方で結構なのですが、これからいろいろほかの負担金も出てくる可能性もありますので聞きたいのですが、まず、地方財政法第27条でやるということになれば、全部、地方財政法第27条ということではなくて、法の中には単体で、きょうは含まれていませんが、急傾斜地崩壊のような、別に法律が定められているものもありますよね。そういった法律関係での関連はどのような解釈になるわけですか。

○岡野財政課長 今、川田委員からご指摘がございました地方財政法第27条に基づく市町村負担金の部分もございまして、その他個別の事業によって法律で位置づけられているものもあると思います。それぞれの関係というご指摘ですが、それぞれ事業の性格により、個別の事業ごとに判断するものかと考えています。以上です。

○川田委員 負担金を徴収できるのは、単体法律に書かれている場合か、地方財政法第27条のどちらかによると思うのです。立法論で聞きたいのですが、本来、地方財政法、これも昭和23年にできたということ、資料には書いてあるのですが、ほかの法律でも後方にできた法律が優先するという立法の原則がありますが、そのあたりはどのような見方をされているのですか。

○岡野財政課長 地方財政法第27条においては、都道府県が行う工事により受益を受ける市町村がある場合には、先ほども申しましたように、個別の事業ごとに、おのおの性格があると思いますので、一概にその関係をこういうように整理するというのはなかなか私からは申し上げにくい状況です。それぞれの事業において整理をしていくのかなと思っています。以上です。

○川田委員 いや、質疑に答えていただきたいのですが、後方にできた法律が優先する原則がありますね。ということは、個別事業云々ではなくて、今、法律論の立法論を聞いて

いるので、後方にできた法律が優先する原則がある中で、その分についてはどのような取り扱いをされているのですか。原則でなっているのだから、本来であれば地方財政法第27条に含まれないものは地方財政法第27条の対応でいいと思うのですが、その場合ではない場合は、やはり単体の法律に基づいてやるのが本来の形ではないかと教わっているわけです。そのことはいかがですか。

○岡野財政課長 後法が優先するということですが、あくまでも地方財政法第27条で取るという部分は市町村からの負担金です。そういったものを地方財政法27条に基づいて負担を徴収していくというもので、例えば、法律により、受益を得た個人から負担金を得るという場合もあろうかと思えます。そういったものは、それがふさわしい場合は、法律に基づいて取るのかなという解釈です。以上です。

○川田委員 いや、聞いていることに答えていただきたいのですが、法律もいろいろあるので、市町村から負担金を求めることになっている場合もあるではないですか。その場合、後方にできた法律が優先するという原則、これはどうなのですかと聞いているのです。それをやらずに地方財政法第27条だけで対応していればおかしいのではないかという指摘なのです。だから、それは、どういう法律の、どういう法理解釈によって成り立っているのですかという質問なのです。

○岡野財政課長 個別のどの事業の部分についてそういう規定があるか、個別に検証させていただいて、お答えをさせていただきたいと思えます。以上です。

○川田委員 県の姿勢を聞いているわけで、地方財政法第27条と書いてあるから全部それでやればいいのかというように我々は受けるわけです。今回、個別案件は申し上げませんが、市町村からも、なぜ市町村がやらなければいけないのだというクレームを我々は直接聞いているわけです。県にお尋ねしても答えてくれない、いつもはぐらかされたままで時間だけ経過していつているということなので、だから、先ほども後方にできた法律を優先させる原則がありますので、その原則に基づいた立法論からの考え方をお示しいただきたいと。

今申し上げませんが、個別の案件に対してできている法律というのは、特別法ですよね。特別法優先の原理もあるではないですか。後法、また特別法でも定められているのに、やっていないというのはどういう法理根拠でそういったことを説明されるのかと。

これはきょうの案件には関係ないのですが、先日、県土マネジメント部長の答弁を聞いていまして、負担が適切にできない、市町村にもその負担をやれと言っているのですか

ら、なぜ市町村にできて県にできないのだということになるので。だから、法には都道府県がやると書いてあるのであれば、都道府県条例でやればいいことであって、何でもかんでも地方財政法第27条でやる必要はないのではないですか。その点、法理解釈を明確に示していただきたい。答弁に残していただきたいのです。

○岡野財政課長 繰り返しになりますが、今いただいたことも踏まえて、それぞれ個別の事業を判断させていただいて、議案として提案させていただきたいと思います。以上です。

○東総務課長 川田委員から、立法論として後法優先の原理がということでしたので、岡野財政課長の答弁に少しつけ加えさせていただきたいと思います。

今、市町村からの負担金を取る場合に、一般的には地方財政法に根拠規定がございますが、個別の法律にも同じような徴収をすることができる規定が置かれています。個別の法律に当然のことながら取れると書いてありまして、地方財政法でも、もともと著しく受益を受けられる方からは応分の負担をしていただくことができるという一般論として書いてありますので、両者については全く矛盾するものがないと。

今、川田委員がおっしゃいました後法優先というのは、個別法と一般の法律の規定が、例えば矛盾する、個別法と個別法の規定の中で矛盾する場合は、どちらを優先するのかというときに、一般的な法律の解釈論の考え方として後法優先という考え方があるわけです。少し補足をさせていただきました。

今回の分については、個別の法律と地方財政法には矛盾がないと思いますので、どちらを適用していくかはその法律を適用される所管ないしは財政課でよくよく協議をして、議会に提案しているものと考えています。以上です。

○川田委員 いや、個別法の中に都道府県が定めるとなっていれば、完全に明記されているわけではないですか。だから、書いているのにやっていなければ矛盾するのではないのですか。まして、市町村にやらずのと都道府県の義務としてやるのも矛盾するではないですか。どちらがやるのかという問題が出てくるでしょう。それではどうするのかと言えば、特別法優先の原理になるのではないのですか。全く同じことをやるのであれば矛盾がないということでしょうが、市町村に負担金の徴収をさせるのか、県に負担金の徴収をさせるのか、これがはっきり矛盾ではないのですか。その場合どちらが正しいのですか。今の東総務課長の答弁の内容からいけば、そのような場合には特別法の規定に従うということであれば、今のやり方は間違っているのではないのですか。今の説明でしたら、こういう論理構成になりますよ。その点、いかがですか。

○東総務課長 私は、後法優先の論理ということについて、少し川田委員の解釈が不明確な感じを受けましたので、あえて申し上げたところです。

今おっしゃいました都道府県ができる、その矛盾というのは理解できかねていまして、それは所管の県土マネジメント部などで議論されたものだと思っています。私からは回答できません。

○川田委員 東総務課長の答弁を何も間違っていると言っているわけではない。正しいと思います。そういう矛盾が出た場合には、後方の法律を優先するか、それとも特別法優先の原理ですね、これを判断材料に使うのだということは、東総務課長の今おっしゃったとおりで、正解だと思います。だからもう東総務課長には聞きません。市町村でもこれは事務負担もかかっているわけです。その事務負担料が県から出ているのか市町村に行って聞いてきました。出ていませんということですので、そこも矛盾が出ているわけですよ。だったらどうするのとなったときに、今、東総務課長がおっしゃった原理を使うのであれば、まさしく後法の、特別法優先の原理に従うという解釈になると思います。ここで求めても今すぐそうしますという返事も出ないと思いますので、やはり論理で説明できなければ、正しいほうの論理を採用していただくのは当たり前の話だと思います。いつもわけのわからない説明をして時間切れになってしまうこともありますので、そこは真摯に改定すべきは改定していただきたいと思いますが、それはいかがですか。

○岡野財政課長 今、総務警察委員会でそのようなご意見があったことを踏まえまして、関係部局とも相談をしまして、どのようなところが正しいのかということで対応していきたいと思います。以上です。

○川田委員 個別案件を言っているのではないので。ただ、どういう考えのもとで、これからよく似た案件がたくさん出てくる可能性もなきにしもあらずですから、指針をはっきり示していただかないと、間違っているのであれば、国にも確認をしてやるべきだと思うのです。だから、指針でやっていて、この個別ケースはまた別の方法でやるのだ、ああするのだというのではなくて、このようなものは個別にばらばらでやるものではなくて、一つの指針があればいいではないですか。だから、その指針を今回は求めませんが、次回の総務警察委員会で、その指針を、考え方を報告いただけますようお願いしておきます。よろしいですか。

○岡野財政課長 はい。今、指針とおっしゃいましたが、やはり事業によって、繰り返しのようになりますが、性格がありますので、一律にこうだという指針ができるかどうかは今ここ

ではお答えできないということでお許してください。

○川田委員 なぜ法律の、立法の考え方の指針が出せないのですか。おかしいではないですか。その答弁、意味がわかりません。国でも、特別法優先の原理や後方にできた法律の優先の原理を示しているではないですか。法で示しているのだから、そのとおりにやさいということなのですが、法律のとおりですと言えばそれで終わりだと思うのです。それを、奈良県は独特の考え方があるので、また別の方法をやるのですというのであれば、そのことを言ういただければいいではないですか。

○岡野財政課長 指針ということでそうお答えしたのですが、やはり議案として提出している以上は、考え方を持って提出しているわけですので、その考え方をお示しをさせていただきます。以上です。

○川田委員 しつこくやりたくないのですが、どうしてもかみ合いませんので、なぜこれだけかみ合わないかいつも思うのです。だから、特別法の原理と後法の原理によって、先ほども東総務課長がおっしゃっていましたが、何か不具合が出るなら、どちらを優先するのだという、この原理は東総務課長の説明が正しいと思いますので、それに沿ってやっていただきたいと申し上げたいのですが、いかがですか。

○岡野財政課長 そういう意味合いで、先ほどから申させてもらっています。以上です。

○川田委員 議第63号、地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例についてお聞きします。

これは、東京一極集中による、東京から本社等々分散させるという意味も含めた規定であるということで、担当の方からは説明を受けたのです。ただ、ここで1点確認しておきたいのが、確かに東京一極集中しているから、それをどうにか分散させようという一つの施策ではあると思うのですが、これから人口減少というのがこれはもう待ったなし。これから下り坂に入っていく時期がちょうど今ですよね。それから考えた場合、この人口が全体的に減少していく中において、経済界も小さくなっていくというのが基本的な考え方ではないかと思うのです。その中において、企業はあちこちに移るのは、こういった制度を利用してやっていくという考え方が一つあるかと思うのですが、パイがふえるのであればいいのですが、パイがふえない中で取り合いになっているだけだと思うのです。その点について、今でも企業力、収益力、利便性等々いろいろありますが、これは今、多分全国統一でやられている条例だと思うのですが、そうなってくれば、逆に、奈良県にとってこれは非常に不利な状態になるのではないかという意見もあるのです。いつもこういったも

のを出して、目標をこうします、よい奈良にしたい、という意見はよく聞くのですが、実際に経済成長の目標値は、奈良県はどのあたりに持っておられるのですか。今現在から5年後ぐらいでもいいのですが、全く見えない。前も奈良県はよくなると言っていて、GDPは関西圏ではずっと下がっていて、ここ一、二年は円安の状況で上がっていると思いますが、関西圏で一番最低レベルではないですか。言っていることと実態の数字が違いますので、奈良県は、経済成長の目標値をどのあたりに定めていらっしゃるのですか。それをお聞かせいただけますか。

○粒谷委員長 誰か答えられますか。所管が……。

○川田委員 通告もしていませんでしたので……。

○粒谷委員長 所管が違うかな。

○川田委員 全体的な話ですけれどね。本来、全体的な話ですから、知事にお聞きすればいいと思うのですが。

○粒谷委員長 経済労働委員会ではないかな。

○川田委員 今、資料も当然お持ちでないと思いますので、これはもう置いておきます。ただ、地域活力向上地域における県税の不均一課税であっても、逆に考えれば、奈良県にとって、逆に相手に持っていかれる可能性もありますので、そのあたりは何か防御策等々も考えていく必要はあるのではないかと思うのですが、そのあたりのお考えは今現在はまだ検討には入っておられないのですかね。

○粒谷委員長 川田委員、経済労働委員会の所管かも。

○川田委員 それでは、この件は結構です。一旦置きます。

○粒谷委員長 別にやっていただいてもいいですよ。

ほかにどなたかございませんか。質問があれば言ってください。

○川田委員 今度は、奈良県いじめ対策連絡協議会条例についてお聞きします。

いじめ防止対策推進法からの規定の変更により、こういったものが設けられたと思うのですが、1点、第3条第2項第1号「教育、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者」という一文がありまして、これはよく出てくる文なのですが、学識経験者という解釈は幅広いので、奈良県が想定されているのは、大学教授などという意味なのか、それとも実際に現場でやっておられる学識をお持ちの方を想定されているのか、そのあたりのお考えは、今現在、既にお持ちになっていらっしゃるのですか。

○粒谷委員長 申しわけない。少しだけ山村副委員長と交代させていただきます。

○川上教育振興課長 奈良県いじめ対策連絡協議会の委員の関係です。ご質問のありました学識経験者の委員ですが、川田委員がお述べのとおり、条例案に定めていますように、教育、法律、医療などに関し学識経験、いわゆる、学問上の識見と豊かな生活経験がある方を考えています。具体的に言いますと、いじめの未然防止、早期発見、対処など、いわゆるいじめ対策等の対策を推進するため、いじめ問題の見識の深い教育の関係者、それからいじめの内容が生徒児童の生命、財産にかかわるような場合も想定されることから、法律の専門知識を持っておられる方、またいじめにかかわった児童生徒やその保護者に対しきめ細やかな支援が必要となりますので、医療、心理、福祉に関する専門の知識を持っておられる方を考えています。

具体の委員については、この条例をお認めいただいた後、選任の手続に入っていきたいと思っておりますので、川田委員がおっしゃったような大学教授であったりというところはこれから検討ということになりますが、ただいま我々の想定としては大学教授に教育の関係についてはお願いしたいと思っております。以上です。

○川田委員 まだ検討、これからということで、よろしくお願ひしたいと思っております。ただ、前にも言いましたが、私も学校評議員を10年以上やっています、こういったいじめ問題は常に出てくる問題で、いろいろな専門家の方とよくご協議させていただいたり、逆にご教示いただいたりするわけですが、その中において、現場とその方たちが言われる言葉に少しギャップがあるといつも感じてしまうのです。具体的に何か言えというとなかなか難しいのですが。やはり現場を知らない方が、机上の理論だけで言われても、現場でそれはいかなものかということがありまして、やはりこういった協議で方針も出していくのでしょから、そのあたりはまたアドバイスという偉そうなことは言えませんが、そういった事実もあるのだということで1点入れていただければと思います。

それと、第8条に「委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。」とあるわけですが、秘密というのはどういったものを特定するのですか。

○山村副委員長 議事を粒谷委員長にかわります。

○川上教育振興課長 川田委員がお述べのように、第8条に秘密の保持ということで、職務上知ることのできた秘密ということですので、具体的に奈良県いじめ対策連絡協議会で議論していく上で、その場でしか知ることができない、例えば個人情報であったり、そのようなことについては対外的に秘密を漏らすことはいけないと思っておりますので、その辺については漏らさないように規定を設けているところです。以上です。

○川田委員 この秘密というのは非常に難しい2文字なのですが、先日も、香芝市議会の特別委員会で、秘密会をやっていたのですよ。その議事録の開示を求めたら、全部黒で塗られたものが出てきまして、憲法にも、国会ですけれど、秘密の部分を除いたものは全部公開ということで書かれていますから、情報審査会に秘密の定義と何が秘密に当たるのだということで、異議申し立てを行いましたら、黒が全て取れて出てきたのです。

だから、この秘密とはどういったことが秘密に当たるのか。例えば法で定められたもの以外は秘密に当たらない、原則公開という考え方になってくると思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○川上教育振興課長 秘密を漏らしてはいけないことにしていますので、川田委員がおっしゃっているように、秘密といいますか、法令上で個人情報として確保しないといけないところについては、漏らしてはならないと規定をさせていただいています。

○川田委員 こういうのは法的な問題なので、今後、調べていただきまして、またご回答いただければよろしいかと思えます。よろしくお願ひします。

○粒谷委員長 もういいのですか。そのほかにございせんか。

それでは、質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言を願ひします。

○山村副委員長 それでは、提出されました議案についての意見を述べたいと思ひます。

平成28年度議案、議第63号についてですが、先ほども議論がありましたが、東京23区などから本社機能等を移転するなどの拡充をされた場合、その企業に減税をするものですが、地方再生のためにこのことが役立つのかどうかという点で、非常に効果は乏しいと思ひれます。本来、地方で雇用を拡大したり、安泰した仕事をつくるためには、その施策をきちんと行うべきであるということから、反対します。

次に、専決処分の報第18号中「奈良県税条例等の一部を改正する条例」ですが、法人事業税の所得割の税率を下げ、外形標準課税を拡大しようというものですが、赤字企業に負担になるものであり、今後、中小企業への対象拡大の流れをつくるおそれもあることから、反対をします。以上です。

○粒谷委員長 ほかの委員の中で、反対の意見の方はございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、平成28年度議案、議第63号については、反対の意見がありましたので、起立

により採決します。

平成28年度議案、議第63号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、平成28年度議案、議第63号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成28年度議案、報第18号中「奈良県税条例等の一部を改正する条例」については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決します。

平成28年度議案、報第18号中「奈良県税条例等の一部を改正する条例」について、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、平成28年度議案、報第18号中「奈良県税条例等の一部を改正する条例」は、原案どおり承認することに決しました。

次に、ただいま可決または承認されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。平成28年度議案、議第56号、議第64号、議第66号中・当委員会所管分及び報第18号中「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」、平成27年度議案、報第28号については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって、平成28年度議案、議第56号、議第64号、議第66号中・当委員会所管分及び報第18号中「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」、平成27年度議案、報第28号は、原案どおり可決又は承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

平成28年度議案、報第1号中・当委員会所管分、報第4号、報第16号及び報第19号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただ

きますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、危機管理監から「第10次奈良県交通安全計画（案）について」、地域振興部長から「磯城郡3町の水道広域化について」他2件、地域振興部理事から「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」についての報告を行いたいとの申し出がありましたので、順に報告願います。

○長岡危機管理監 それでは、資料1「第10次奈良県交通安全計画（案）」について、説明します。

まず、資料の説明に入ります前に、スケジュールですが、この計画は平成28年3月11日、内閣府の附属機関であります中央交通安全対策会議において決定された計画に基づく県計画で、今後、作業を進め、本年8月中旬ごろをめどに計画を策定したいと考えています。

それでは、資料に従いまして、説明をさせていただきます。

この計画ですが、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以降、9次にわたって作成されたもので、各都道府県域における陸上交通などの安全に関する総合的かつ長期的な大綱を定めるものです。計画案については、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき施策を定めるものです。内容としては、第1章、道路交通において、「交通事故のない社会」に少しでも近づくため、達成すべき目標、講ずべき対策について記載をしています。2ページ、第2章では、ホームでの列車と乗客との接触事故や線路内の立ち入りなどによって発生する事故などの鉄道事故防止に関するための達成すべき目標、講ずべき対策について、最後の第3章は、踏み切りにおける列車通過時の直線横断や踏み切りでの車両の落輪などによって発生する踏切道における事故を防止するための対策について記載をしています。

このような内容をもちまして、計画を策定したいと考えています。よろしく願います。

○一松地域振興部長 それでは、報告案件としまして、まず磯城郡の水道広域化について報告します。

資料2「磯城郡の水道広域化（施設と組織体制の広域化）」をお願いします。奈良県では、県域水道ビジョンに基づき、奈良モデルの一環として県域水道ファシリティマネジメ

ントに取り組むということです。市町村の老朽化した浄水場を廃止し、水源を県営水道に切りかえる県水転換を進めるために、それと組み合わせて市町村水道の広域化に取り組んでいくところです。このたび、磯城郡において、水道事業を広域化すること等について3町の合意が得られましたので、具体的な作業を進めることについて、報告します。

資料2「磯城郡の水道広域化（施設と組織体制の広域化）」の1枚目、左側、緑色の部分をごらんください。施設広域化の具体的な内容です。1つ目の丸から説明します。県水転換により3町とも浄水場を廃止します。2つ目、県営水道の水圧で配水する直結配水を実施します。3つ目、田原本町の配水池を広域化に係る県水の緊急貯留池の代替と位置づけて、磯城郡全体の緊急貯留池として使用するとともに、4つ目、3町の配水監視制御装置を田原本町に集約したいと思っています。下の囲み、広域化に係る県の支援です。1つ目からの星印ですが、3町の監視制御装置更新について、県水道局と共同で行うこととして、応分の負担を県水道局が行うことにします。2つ目、緊急貯水池とします田原本町の配水池の緊急貯留容量についても県が相応の費用を負担することとしたいと思っています。また、更新や施設整備費についての広域化に係る国庫補助金の獲得に向けまして、国と調整、要望を進めてまいりたいと思っています。資料の右上、青い囲みをごらんください。施設広域化のメリットと書いています。施設統廃合による更新費用の低減、2つ目、共同化による業務の効率化、3つ目、先ほど申し上げたような広域化等の施設整備に国庫補助金の活用が可能となっていることです。これらを勘案しますと、平成52年度の給水原価予測に示すように、3町とも給水原価の上昇が抑制されることが見込まれる次第です。

資料2枚目、広域化の組織体制のイメージです。左側にありますように、3町の水道事業を担う一部事務組合を設立します。その下の青いところ、3町の業務を一体化します。営業や施設維持管理といったところを一体化する一方で、会計については現状どおり3町別々としします。このようにすることで、各事業で状況が異なる水道料金を各事業で設定し、水道資産についても事業ごとに区分したいと思っています。そのメリットについては、右上、組織体制広域化のメリットということで、業務のスケールメリットが得られる等のメリットが得られると考えています。その下、今後の検討事項が黄色い囲みに入っています。一部事務組合の会計イメージを示していますが、会計間の負担のルール、業務の一体化のあり方などについては、今後、3町に県も加わった形で検討を進めてまいりたいと思います。

3枚目、具体的なスケジュールです。下のところ、平成28年度の予定です。7月中旬

にまず知事と3町長で広域化に関する覚書を締結させていただきます。締結後は広域化に向けた具体的な作業に取りかかります。また、今年度中には広域化事業計画の策定を予定しているところです。遅くとも平成34年度までに一部事務組合設立を目指す次第です。今後、他の地域においてもこの磯城郡を先進事例として、積極的に県域水道ファシリティマネジメントに取り組んでまいりたいと考えている次第です。

続きまして、奈良県エネルギービジョンの推進について、報告します。

資料3-1「奈良県エネルギービジョンの取組実績」2ページ、平成27年度までの第1次奈良県エネルギービジョンにおける取組状況ですが、県内における再生可能エネルギー導入状況は、平成27年度末、平成22年度比4.83倍、設備容量で27万7,421キロワットとなり、平成27年度末の目標値、平成22年度比3.8倍を達成した次第です。3ページ、県内における電力使用量の推移を記載しています。平成27年度は、棒グラフにありますように平成22年度比81.7%となり、目標値である平成22年度比5%減という目標を達成した次第です。4ページ以下は、平成25年度から平成27年度までの3カ年で取り組んだ事業の実績を一覧形式で記載した総括表となっていますので、参照願えればと思います。

次に、資料3-2『「第2次奈良県エネルギービジョンの推進」～平成28年度の取組状況』1ページ、Iエネルギーを活用した地域振興の推進の取組についてですが、新規事業の再生可能エネルギー活用調査支援事業、グリーンニューディール基金の活用、木質バイオマスエネルギー導入促進事業等の募集ないし配分の状況については、記載のとおりとなっています。II緊急時のエネルギー対策の推進ですが、公共施設等におけるエネルギー確保体制の整備促進として、県の御所浄水場の小水力発電設備整備が施工中、また、郡山と橿原の総合庁舎への太陽光発電設備と蓄電池の整備が入札手続中で進めています。あと、スマートハウス普及促進事業についての補助金の現在の申込状況は、記載のとおりです。III多様なエネルギーの利活用の推進の取組ですが、新規事業の小型風力発電導入可能性の研究については、風況調査・解析への入札手続を進めており、10月ごろに有識者を交えた研究会の開催を予定しているところです。また、再生可能エネルギー等の県民等への理解促進として、奈良県次世代エネルギー普及啓発事業について、この8月に見学バスツアーを予定している次第です。IV奈良の省エネ・節電スタイルの推進の取組では、節電協議会の枠組みを活用した夏季と冬季の啓発運動を行っており、先日、第18回節電協議会を開催して、7月1日から9月30日の間を夏季の省エネ・節電キャンペーンの取組期間と

定めたところでは、その下、省エネ・節電対策への支援ということで、事業所向け省エネ推進補助金については、5月13日から募集を開始している次第です。その他の事業の詳細については、後ろに添付しています資料「第2次奈良県エネルギービジョンの推進」に取りまとめているので、参照いただければと思います。

続きまして、資料4、本年3月に策定しました奈良県教育振興大綱についてです。本大綱については、2月の総務警察委員会においても素案を報告させていただきました。その素案の内容に各施策ごとの方向性の主な取組について詳細な記述を加えさせていただいたのと、重要業績評価指標、KPIを追加したという内容の変更、それから、パブリックコメントによる意見などにより一部修正を加えて、この3月の奈良県総合教育会議での協議を経て策定したものです。

大綱の内容を簡潔に改めて説明します。冊子「奈良県教育振興大綱」Iページ、概要です。第1章大綱の趣旨、3つ目の矢印に書いていますとおり、策定に当たりましては人口減少克服や地方創生をはじめとして、県政の諸課題と密接な連携をとること、また市町村が主体的に取り組むべき課題も幅広く取り上げることを特徴としています。また、統計やアンケート調査などエビデンスによる現状分析を踏まえながら、エビデンス・ベースドとなるよう、教育課題を多岐にわたって抽出していると考えています。また、IIIページからVIIIページにわたり、施策の基本的方向性を示していますが、これらについては、先ほど申し上げましたが、平成31年度までの可能な限り、定量的なアウトカム指標をKPIとして設定させていただいています。このKPIについては、定期的に達成状況をチェックした上で、PDCAサイクルにより進めていきたいと思っています。この奈良県教育振興大綱に基づく取組を推進し、総合的に本県の教育振興を図っていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○石井地域振興部理事 引き続きまして、第32回国民文化祭・なら2017、第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会について、報告します。

資料5「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」をお願いします。これまでの検討状況等について、説明します。

今まで、国民文化祭と障害者芸術・文化祭は別々に開催をされてきましたが、今回、第32回国民文化祭・なら2017及び第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会では、全国で初めて一体開催をすることになりました。記載の開催事例に基づき、平成29年9月1日から11月30日までの91日間、県内全39市町村で開催する予定をしています。

事業構成及びスケジュールについては、記載のとおりです。現在、実施内容等の検討を進めているところです。次ページ、今年度は、4月に開催しました500日前イベントを皮切りとして、プレイベント、広報活動に力を入れ、機運の醸成を図ってまいりたいと考えています。特に、来年の国民文化祭、障害者芸術・文化祭は、障害のある人とない人が一体となって楽しむことはもとより、来客目線に立ち、継続性のある賑わい豊かなイベントを展開して、この大会を契機に、文化の力で地域が、ひいては奈良県全体が元気になるような取組を継続させていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○粒谷委員長 ありがとうございます。ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○川田委員 ご説明ありがとうございました。

奈良県教育振興大綱について、まず1点お伺いしたいのですが。これは代表質問で我が会派の清水議員からも質問が出ていたのですが、知事の答弁がよくわからなかったのですが、どうしてKPIに関して全部平均になっているのだというお尋ねであったと思うのですが、もう一度説明いただけないですか。

○川上教育振興課長 先日の本会議で清水議員のKPIに関するご質問に、知事から答弁させていただきましたが、本県の教育に関する指標については、知事も答弁させていただいたように、全てがよいものではないということがあります。そのため、今回の大綱においては、規範意識など全国平均の水準に達していないようなもののKPIに関しては、平成31年度までに全国平均を超えることを目標として設定をさせていただきました。一方、全国平均を超えている、学力のうち、例えば知識に関する問題の正答率などについては、全国平均を目指すのではなく、さらに指標の数値を上げていくという目標を定めさせていただいています。以上です。

○川田委員 偏差値50以下のものを50までもっていく、一言で言えばこういうことですね。はい、わかりました。よいもの、悪いもの、全体あるのですが、全部悪いところが平均、偏差値で50まで来れば、総合的な点数はよくなると思いますので、そのあたりは期待していますので、よろしく申し上げます。

それともう1点、これは今、教育委員会にも、うちの会派の者が聞かせていただいていたのですが、英語の教員の英語力が奈良県は非常に悪いということで、今、非常に注目をされているということをぜひこの教育振興大綱で言ってほしいということだったのですが、

そのあたりについて、教育振興大綱の中には具体的には書かれていないと思うのですが、どのような考えをお持ちですか。

○川上教育振興課長 英語力の関係になりますが、資料4「奈良県教育振興大綱」67ページに、世界に伍して活躍するグローバル人材の育成という項目をつくらせていただいています。その中で、例えば、右下のグラフでいいますと、教員の英語力の現状分析をした上で、69ページ、例えば教育のKPIにおいては、教員の英語力については、ただいま、例えば中学校の教員であれば、英検準1級以上の割合については平成26年度の数値として25.1%、全国平均が28.8%となっていますので、これを全国平均以上にするような形でKPIを設定して、取り組んでいくという大綱にさせていただいています。以上です。

○川田委員 ごめんなさい、書いていましたね。でも英語力といえ、KPIを定めてもなかなか人がかわらなければかわらないのではないかと思います、そのあたりは素朴な疑問ですが、いかがですか。

○川上教育振興課長 同じく68ページに記載させていただいていますが、英語指導法、英語について教員が学べる、そういうプログラムに参加をさせていくことの明記をします、そのような研修機会を設けながら教育委員会で英語力の向上を図っていただけるものと考えています。以上です。

○川田委員 中身まであまり入るのもどうかと思いますが、そのあたりはよろしく願いしておきたいと思います。この件については終わります。

それと、もう1点。この間阪口議員からも代表質問がございましたが、ロゴマークに入札ということですが、あれは一応実行委員会に任されて、実行委員会が決めてやっていると。ただ、そのやり方は奈良県の規則に準じる形でやられていたという答弁であったと思うのですが。県であれば随意契約になりますから、随意契約等々の規定に当たってくるのですが、そのあたりは第何条を適用されておられるのか教えていただけますか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭、障害者芸術・文化祭のロゴマークのデザインの決定について、先日、阪口議員から代表質問がございました。その件ですが、本会議で知事も答弁してありますとおり、この契約主体は奈良県ではなく国民文化祭の実行委員会ということで、この実行委員会については、国の国民文化祭の開催要綱において開催県は実行委員会を組織することになっています。組織した上で、ここが審議決定する意思決定機関となっています。実行委員会について、奈良県では、県議会の代表3名の

議員をはじめ、市町村の代表者及び各種団体など30名の県民の代表者で構成をしています。この実行委員会の総会において、水野氏をデザイナーとしてロゴマークの制作を行うことを決定しました。

契約の方法については、実行委員会で財務規程を設けています。規程では、この規程に定めるもののほかは、必要な事項は県の契約規則等に準ずることになっています。県の契約規則等については、当然のことですが、地方自治法の範囲内で定められたものですので、地方自治法第234条で、契約の締結方法として随意契約が認められています。さらに、地方自治法施行令第167条の2により、随意契約によることができる場合が定められています。県では、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号について、随意契約によることができる場合の解釈について、その取り扱い基準を定めています。その中で、適用するための要件や該当事例を列挙しています。今回のロゴマークの委託については、実行委員会でこの県の取り扱い基準を参考として、その該当事例の中の契約の相手方を一の者とするものについては、県幹部を構成とする会議で承認されている、あるいは県として意思決定がなされており、外部に対してもそのことを明確に説明できるもの、そういう条件に相当すると判断して随意契約をさせていただきました。以上です。

○川田委員 一度に言われたので、よくわからなかったのですが、地方自治法施行令第167条の2第2項ではなく第1項の規定に準じておられるのですか。そこだけお聞かせいただきたいのですが。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」、この部分です。

○川田委員 第1項第2号ですね。ロゴマークは、一体どれの文言に当てはまるのですか。ちょうどおととい、関西広域連合議会の全員協議会に出てきて、今、関西広域連合でもロゴマークということで、かなりの募集を集めて、最後、5種類まで絞られて、これを公正に諮っていくために今後審査を続けると。それで、もうすぐ決まるのだという説明を受けてきたのです。

30名いらっしゃろうが県民からすればそのような一部の人間で、なぜ1人のデザイナーに決定できるとどこから読めるのか。第2号であれば、絶対読めないですよ。だから説明を聞いていて納得できない。

市町村でも今、随意契約はかなりうるさいですから、厳格にやっています。実行委員会に任すということは、何をやってもいいという意味ではないので、そのあたりを明確にやっていたかかないと。今契約規則の話がありましたが、契約規則でも、工事または製造の請け負いは250万円以上が競争入札に付さなければならないのではないのですか。だから、やり方としては、ロゴの公募を行って、その公募の中で、その中で何割、料金も入ってくるのかもしれないですけど、その料金が何%ということで、プロポーザルをやられるという方法もありますが、デザイナーを決めて、その値段も500何万円と。このような決め方、初めて聞いたので、驚いているのですけれども。これは県民に説明できないと思いますよ。我々が聞いていて全くわかりませんから。なぜ一部の方だけでその人に決めるのだ、説明性がないではないですか。そのメンバーで決めたから説明性があるとおっしゃっているのですか。競争性も何もないではないですか。公募もしてないのだから、選択性もないでしょう。

どうしてこの随意契約の地方自治法施行令第167条の2を定められているのかということと、それともう一つ、もっと細かくいけば、国の予算決算及び会計令という令がありますよね。全部大体これに準じているのではないですか。普通であれば、指名競争入札を財務大臣に協議しないとけないけれど、「競争に付することを不利と認めて随意契約による場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき」という項目もあります。その中であれば、特に著しく有利な価格をもって契約できる、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがある、急速に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないなど、具体的に定められていますよ。

だから、国の予算決算及び会計令の解釈からいっても、なぜ実行委員会で1人のデザイナーを決めて、それで、500何万円の価値は誰が決めるわけですか。普通、比較するものがあってできるわけでしょう。為替通貨でもそうではないですか。なぜ比較するのですか。自分のところがこれは1ドル、うちは1円だと言え、それは通用するのですか。そうではないですよ。そのあたりを明確な説明をしていただかないと納得できないと思うのですが、いかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 このロゴマークについては、確かに公募をするという手法もございます。この件については、昨年10月に第2回の実行委員会で、ほかのものも含め、公募をするかしないかという議論はされました。その中で、やはり公募

をしたほうが県民に親しみを持っていただける、あるいは公募をすること自体で国民文化祭があるということをPRできるというご意見もございました。ただ、一方で、県としましては、このロゴマークを単なる国民文化祭のシンボルというだけではなく、今後、それを使って奈良県の文化の振興というものに対して幅広く使っていききたい、そのロゴマークを使っていろいろな経済波及効果を生むようなものをつくりたいと思っのロゴマークの制定でございましたので、できるだけしっかりと、国民文化祭や奈良県の文化施策に対する理念をしっかりと理解していただいた上で、それにふさわしいものをつくりたいということで、実行委員会の議論の末、結局、そういうことであれば公募ではなく、事務局からその趣旨をしっかりとデザイナーに伝えて、ふさわしいものをつくっていただくほうがよいということで、審議の結果、公募ではなく、デザイナーを決めてお願いするという形になっています。ですから、その議論の上で随意契約という、デザイナーを決めてお願いをするということで決めさせていただいています。以上です。

○川田委員 今の説明であれば、なおさら公募しないとだめではないですか。社会的寄附をいただいてやる分であれば構わないかもしれませんが、税金でやるのだから、今の平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長の説明であれば、なおさら公募しないとだめではないですか。法律ではそういう定義になっていますよ。だから、大体おかしいのですよ。なぜ一定の人間だけでそういったものを決めて、なぜその1人の人に決めるわけですか。そのようなことはあり得ないですよ、絶対に。だって、県民にほかにも使っていくなどいろいろなことを言って、全て税金でやっていくわけでしょう。おとといですか、関西広域連合議会に行ってきましたが、ロゴマークを一件一件説明いただきました。このマークはこういう意味が入っている、このマークのこの広がったところは羽ばたく意味が入っているなど、いろいろな説明をいただきましたよ。非常に素晴らしい作品が多く、これこそ本当の公募だなど思いましたね。だから、やはりみなで後で納得できるかどうかなのですよ。幾ら説明されても、みなで、え、なぜそのような一部の、30名ぐらいの方がいいと言われたものが県民みながいいと思えるのですか。だから、公募の中で、公正公平にやってくださいよ、それは。無効ですよ、このようなもの。まして、デザイン料で五百何十万円でしょう。全国的なロゴマークを作成されているほかの水準は、オリンピックはわかりませんが、そのような1名随意契約でやって、そのような値段を払っている団体があるのですか。その辺いかがですか。

○一松地域振興部長 幾つか補足的なお答えをさせていただければと思います。

まず1点目、法律の適用についてのお話がありましたが、実行委員会ですので、地方自治法が直接適用されることはなく、あくまで実行委員会の財務規程において、県の会計規則等の例によるという書き方で引いているという形です。

次に、今、ご指摘いただいたのは、540万円という金額ないし公募が適当であったかということですが、まさに実行委員会で、先ほど平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長から説明させていただきましたように、公募が適当かどうかという意見を2度にわたり闘わされたあげく、実行委員会においてこの方法によるということで承認いただいたものと承知しています。

それから、次に、金額の話で、確におっしゃるように、その中でも議論があった、公募でやるかやるべきでないかという話、それから今川田委員からご指摘いただいた金額の話があるわけですが、全体として今回の国民文化祭は、平成25年度、平成26年度に行われていました国民文化祭より、恐らく大幅に予算を圧縮させて行わせていただくことになろうかと考えています。現在、県では、ムジークフェストならを行っていますが、たくさん事業を県職員が手づくりで行ってしまして、結果として予算としても1億4,000万円ほど、議会からのご承認を得て使わせていただいています。同程度のほかの自治体がやるより予算が圧縮された形になっていると思います。こうした手法を使いまして、全体としてはコンパクトな大会にする中で、一番最初であるロゴマークについては、国民文化祭の周知度が低い中でそういうデザインについては随意契約という形を、実行委員会の議論を経てとらせていただいたものだと思っています。全体の中でご理解賜れば、大変ありがたいと思っている次第です。

○川田委員 一松地域振興部長の説明は重々わかるのですが、間違ったことも別におっしゃっておられないですけど、たった一つ言えるのが、どうせロゴマークのデザイナーも提案されたのは事務局でしょう。だから事務局が提案するところがおかしいのではないですか。議員がそれをすれば、口ききというのですよ。もう一回やり直してくださいよ、これ。

○一松地域振興部長 デザインについて随意契約という形をとらせていただいたのですが、それは誰かが何かを手配しないと契約になりませんので、そういう形であったのではないかと思っています。事務局の説明の中では、水野学氏が、過去、くまモンのデザインをされたなど、非常に数々の実績を残されている。また、奈良県でも企業名は申し上げませんが、企業とタッグを組んで非常に実績を残されているということ、それから、先ほ

ど平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長からも申し上げたように、今後、単にロゴマークということだけではなく、国民文化祭の周知度を上げるだけではなく、産業振興や観光誘客につなげていくようなロゴマークとしていくこと等も踏まえて判断したものだと思っております。ご理解を賜れば大変ありがたいと思います。

○川田委員 契約は既に終わっておられるのですか、それがまず1点。それと、実行委員会というのは一体何なのですか。委託契約なのですか、完全に委任してしまっているのですか。県からお金を出すので、何らかの出資の根拠が要るはずなのですが、それはどうなのですか。そうでないと、お金を出すのに、ただお金だけ出しますよということはないのですか。そのあたりの決まりは、どのようになっているのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 今回のロゴマークのデザインについては、実行委員会と水野学氏が代表をしています会社との間の委託契約ということで契約を結んで、作成をしていただきました。実際にもう契約をして、物もでき上がって、一応納品というのですか、実績報告もいただいて、実際もうロゴマークはでき上がっている状態です。以上です。

○川田委員 実行委員会と奈良県の関係はどうなのですか。これはただ実行委員会にお金を出すというだけなのですか。それとも実行委員会というものがあって、そこに県が業務委託しているのですか。それはどうなのですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 県からは、負担金という形で実行委員会に、議会で承認をいただいた金額を入れているという関係です。県が実行委員会に負担金を出している。

○川田委員 負担金で支出しているということですか。そのあたりは何の規定もないのですか。例えば、一部事務組合などでも負担金を出しますよね。向こうで議会があって予算をきちんとやられているのですが、だけれど、お金だけ出してやらなければいけないという法律の規定が、一部事務組合であればあるけれど、実行委員会であれば、それがありません。だから、本来きちんと仕様書などを全部決めておかないといけないのではないのですか。お金だけ渡して、もうあとは好きにやっていただいたらいいよというようなものはないと思うのですけれどね。だから、任すのであれば、県が事務局の仕事自体をやってもいいわけでしょう。だけれど、それを実行委員会に任せているわけでしょう。任すのであれば普通、そのあたりの仕様書などを全部定めていないといけないのではないのですか。仕様書という言葉が適切かどうかわかりませんが、決まり事というのはつくっていかなく

ばいけないと思うのですが、ただお金だけ出してしまうのはあり得ないと思うのですが、いかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 この国民文化祭の実施については、国の要綱がございまして、文化庁と県、実行委員会の全てが主催という形になっていますので、やる場合には、都道府県は実行委員会を置く、その実行委員会が企画、運営、実施をするという形になっていますので、やる県はどこもこの実行委員会をつくりまして、県からの負担金、各企業からの協賛金などを入れて実施をしています。実際の財務や予算的なものについては、実行委員会でいろいろな財務規程を設け、それによらないものについては、県の会計規則、予算規則、契約規則等に準じて実施する形になっていますので、全然様式がないというわけではないのですが、その辺は県のものを準用してやっているということになります。以上です。

○川田委員 だから、準じてくれていたらいいのですが、準じていないから指摘しているのですよ。さっきも言いましたでしょう。予算決算及び会計令の判断、解釈からいっても、特別安く買えるなど、そのようなものに当てはまらないから言っているわけで。どうしても今、緊急的にやらなければいけないなど、いろいろそれに部類するものがあるのですが、準じてやってくださいよ。だから、ややこしくなってしまうのですよ。実行委員会を置くことになっているから置く、置いてやっていただいたらいいではないですか、負担金も出して。だけれど、何でもやっていいということではないですよ。ここ最近、ものすごくこの苦情が多いのですよ。どうしてそういったことを知事は勝手に決めるのだと。知事が決められたのと違うのは私らはわかっているのですが、県民のとり方は違うではないですか。奈良大立山まつりでも短期であれだけのものをすぐ決めてしまったり、やはりそういうイメージがついてしまっているのですよ。おとといも関西広域連合議会に行って、あれだけのいい話を聞かせていただいて、多くの募集の中で、あれであれば誰でも納得するよねというものがありますから。この時代ですからね、そのような古臭いやり方はやめましようよ。今回契約されてしまったということなので、もうやめますととはできないのはわかっているのですが、次からまたその辺は改善いただくようにぜひとも一松地域振興部長にもお願いしておきたいと思います。

やはり何回もこういった話が出てくるから、理屈のやり合いになって、これは大丈夫なのですよ、それはこうなのですよと言われても、聞いていてもわからないですよ、本当。この間、一般質問の答弁を聞いていても何をおっしゃっているかわからなかったです。説

明というのは質問したことに対する説明でしょ。自分達の都合を言うのではないですよ。聞いたことに対して答えていただけるように徹底していただきたいとお願いを申し上げて、もう1問に行かせていただきます。

県庁舎6階における食事提供事業ということで、これもこの間、担当の方にずっと聞いていたのですが、国に確認してほしいということで、質問していただいたのですが、その質問書を見せていただいたら、趣旨が全然違う質問をされており驚いていまして、今別の公共団体に頼んで、同じような内容で質問してほしいとお願いもしているのですが、たまたまそういうケースもあるということを知りましたので、確認をしていただきたい。これは食事提供事業ですよ。それによって1億いくらかの改修事業もされて、新しく厨房機器も入れられるのですよね。協定書もを見せていただきましたが、場所も明記されていて、この場所で事業をやりますと書かれていますよね。だから、あそこでやるのは事業でしょ。公用もしくは公共用に使用する場所ではないですか。そこが場所になるのだから、そこは前から言ったように貸し付けは、地方自治法からいえばできないという解釈なのですけどね。これもずっと平行線で来ているのですが、この間、知事から予算委員会的时候にも答弁をもらいましたが、川田委員は貸し付けはだめだと、我々は貸し付けをします。貸し付けであればお金が入ってくるが、委託であればお金を払わなければいけないと。全く何を言われているのかわからなかったのですが。途中で売り上げなどもあるではないですか。言うのであればそれも全部入れて言わないと、完全に説明の論理が破綻しているなと思っているのですけれどね。今度事業に入られる方であれば、その理論であればずっと赤字でやるということですか。そのようなことはあり得ないでしょ。黒字だからやるのでしょ。それがどちらに向くかだけではないですか。そのようなことは、数学で方程式に求めて計算すればすぐに出てくる話でね。だからそういうことを言っているのではないのですが。食事提供事業でやるというのはそれは公的事业でしょ。おまけに福利厚生事業だとおっしゃっていたので、福利厚生事業というのは公的事业ではないのですか。事業でやる場所も指定して、面積も書いてあるのだから、協定書の中に。ということは、その場所は公用もしくは公共用に供する場所でしょ。法律で、そういう場所には貸し付けはしてはならないと書いてあるわけです。私は、事業自体を反対しているのではないのですが、手続上、そのようなことをやれば、運用で拡大解釈が怖くて。その解釈ができるのであれば、例えば、どこか外に施設をつくって、その施設自体が、いわゆる公共施設になりますから、それを借りて安く人に貸したりすることもできるではないですか。だから、法律はうまく

できていて、できないようにしてあるのですよね。だから、その辺の運用は変えていただくべきだと思うのですが、いかがですか。

○中田管財課長 ただいまの川田委員の質問ですが、食事提供事業については、福利厚生事業の一環として県でさせていただく事業です。その手法として余裕がある部分、いわゆる公用に利用する予定がない部分を貸し付ける手法で行うということで、今回、改修を行う中央部分については、平成26年3月に職員互助会が運営していた食堂を閉鎖して以降、使用してこなかった部分ですし、今後も執務室等の行政の事務事業の用途に使用する予定はございません。したがって、余裕がある部分に該当するものです。地方自治法第238条の4については、行政財産の適正かつ効率的な管理を期すための規定として、改修後の使用実態が同じであるにかかわらず、改修費を県側で負担するのか、食事提供者側で負担するのかによって適法性が異なるという解釈については、それは困難であると思っています。

また、県が改修を行った部分について貸し付けができないという法令上の規定はないと認識しています。以上です。

○川田委員 だから、ここでまたやってもずっと平行線だと思うので、もう一回聞いている意味をきちんと書いて、この間みたいに、公益的に使用しない場所で貸し付けるのはいかがですかと書いてあれば、それはいいですよとなるではないですか。だから、きちんと指摘していることで聞いていただきたいのですよ。そうしていただかないと、あとで監査請求という問題にもなるかもしれないではないですか。だって、他人が入ってこられて事業をやられるところに、行政が事業をやるのであれば、公的な場所での事業ですから。そうではないとおっしゃっているのであれば、そこがあいているから貸して、たまたまその事業をやられるわけでしょ。それになぜ1億円が、何の目的で支出できるのですか、支出目的がないですよ。仮にぼろぼろになっていて、改修する程度は全然大丈夫だと思います。そこは財務省の規定でも決められています。公共団体は、みなそれを参考にされているので、それは構わないけれども。あとは借地法に関する法律によって、そこは適度に相手側がお金をかけたいのであればかけてもいいけれども、ただ、出ていくときには全部撤去して原状復帰して出ていきなさいということでしょう。だけれど、今のであれば、先に1億円かけます、そうしたらお宅たち入ってきて、契約が終わったら出ていきます、原状回復もしないです、その1億円を投じたお金の元も行政は取れなかったですとなるでしょう。行政がやる事業ならそれでもいいかもしれないが、民間に完全に任す、場所もあいている

ところを貸す、それなら厨房の設置も相手に全部やらせてもらえばいいではないですか。県が、その許可だけすればいいではないですか。ここは誰が聞いてもそういう判断になると思うのですけれどね。だから、もう一回、国に聞いてください。このまま平行線を行っても仕方ありませんので、そこだけお願いして、終わります。

○中田管財課長 私どもで総務省に尋ねさせていただいた内容の中身については、本庁舎内にある職員及び来庁者が利用する食事提供施設の厨房について、県が改修を行った上で民間事業者に貸し付けるということを明確にした上で尋ねさせていただいた結果として、特に法令上問題はないという回答をいただいています。

確かに、1億円かけてというお話ですけれども、この点については、厨房部分は現状のまま使うことが可能ではなく、どのような使い方をするにしても整備が必要です。例えば厨房機器は現在撤去したままの状態ですし、給排水設備についても老朽化していますし、職員についても現在食事をする場所がない状態ですし、また来庁者に利用していただく場所がございませんので、こういった点からもある程度お金をかけて貸し付けの条件を整えた上で、法令の範囲内で貸し付けという手法を使って食事提供場所に関しての整備をさせていただくというのは、特に問題はないかなと判断をしているところです。

○川田委員 だから、資料も全部つけて、回答を聞けばいいではないですか。この間の文書、コピーをもらったではないですか。ほかの人にも見てもらったけれど、この内容であれば誰でもそう返事をしますよと言っています。実態と違うことを書いてあるのはわかっているわけだよ。だから、きちんと正式にやってくれたらいいではないですか。議会にこのような理屈ばかりを聞きに来ているのではないのですよ。せっかくこうしていつも言っていて、県民がこうして一生懸命調べてきてと言っているのに、何をへ理屈ばかり言っているのですか。そこまで堂々と言うのであれば、きちんとした資料を国に出して、正々堂々と聞けばいいではないですか。そうではないのですか、この間のようにごまかしたような文書をつくって。こちらでも確認しますが、知っている国の方もいますから。もう少し真面目にやってください。

以上、終わります。

○田尻委員 それでは、数点質問します。

まず最初に、先ほど第10次奈良県交通安全計画（案）の説明をいただきました。このことについてもう少し詳しく、例えばタイムスケジュールや第10次奈良県交通安全計画（案）を実際には県がつくるのか、あるいは専門家を入れてされるのか、警察当局も一緒

に考えて、どのような計画でこれから進めていこうとしているのかをお尋ねします。

○森田安全・安心まちづくり推進課長 第10次奈良県交通安全計画（案）についてです。

3月11日に国の附属機関である中央交通安全対策会議において、まず決定をされました。奈良県において、その計画に基づいて策定しているものです。今、庁内でさまざまな検討を重ね、現在7月7日までの予定でパブリックコメントを行っています。あわせて、警察をはじめ、県内の交通安全関係機関、団体への意見照会も実施しており、本年8月中旬をめどに奈良県における第10次交通安全計画を策定したいと考えています。以上です。

○田尻委員 内容ですが、交通の安全など大変多岐にわたっていろいろと計画をさせていただいていることに対しては敬意を表するのですが、これからいろいろな交通事故や安全性を含めかなり複雑になってまいりますし、また最近の事故の中には、今までにはなかったような、例えばスマートフォン絡みの事故やイヤホンをつけての事故など、いろいろな形で想像を絶する事故等も多くなったり、最近特に多いのは高齢者の、報道等も含めて、ブレーキとアクセルを踏み間違ふなど、普通では考えられないけれどたくさんあるという実例があります。その辺を、向こう何年かの計画なので、ありとあらゆる情報等も含めて考えておられるかと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○森田安全・安心まちづくり推進課長 まず、有識者にも意見照会をしており、そのあたりについても計画で考えているところです。例えば交通安全思想の普及徹底でしたら、小学生・中学生・高校生、それから年齢別に、そういった方々の特質に応じた交通安全対策を講じるように計画の中ではうたっています。例えば道路環境でしたら、歩行者空間のバリアフリー化などについても記載しています。以上です。

○田尻委員 もう少し踏み込みますと、例えば最近自転車の事故も大変多くなってきましたし、事故を起こした場合の損害賠償を含めて裁判所も高額な賠償責任を判決として出しておりますが、例えばご承知のとおり、兵庫県や大阪府では、自転車の保険条例という形で、保険を掛けることによって、万が一のときに未成年者や父兄の方に対して大変多額の損害賠償が求められるという厳しい現実的な判決がありますが、その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○森田安全・安心まちづくり推進課長 田尻委員からご指摘のように、自転車に関しては交通事故がふえていると認識をしています。したがって、交通安全計画の中において、保険もいろいろな保険があります。そういった保険に加入を促進するという方針を書いています。具体的には、安全・安心まちづくり推進課においては自転車に係る交通事故

を防止することに加えて、交通に参加する者としての自覚を促して、かつ事故が万が一起こった場合には、損害賠償責任保険の加入もしていただけるように、働きかけも行うことを考えて準備をしています。以上です。

○田尻委員 かなり踏み込んで考えていただいていると思いますが、1人でも1件でも事故防止をするために、自覚を持っていくためにも、ぜひとも丁寧に、なおかつ深く、その辺についてはご協議をいただきながら県民の安全性を確保しなくてはならないと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、だんだん有名になってまいりました奈良大立山まつりについて、お伺いします。議会のたび、委員会や報道等も含めて奈良大立山まつりの問題が取り上げられています。基本的には、奈良の冬の寒い時期に観光客の誘致や宿泊客を伸ばそうということで活性化や文化や伝統をもう一度改めて見ていただくという思いで計画をされたと認識をしています。去年はご承知のとおり、急に決まって急に実行したという形で、2億円に係る大きな事業にしてはいろいろな面で、準備期間が非常に短かった。その点については議会からもいろいろな方々からの指摘もあったかと思えますし、残念ながら初日は大雨で、とても行ける状況になかったなど、こういう状況でした。私も総務警察委員会を含めて何度かいろいろな形で質問をし、いろいろと聞き及んでいますが、実行委員会があつて、実行委員会でいろいろ決められたということでお伺いします。奈良大立山まつりが終わった後、実行委員会は何回開催され、何を審議されたのか、メンバーの人は一人たりとも補充もされていない、変わっておられないのかについてはどうでしょうか、お伺いします。

○中西ならの観光力向上課長 実行委員会についてのご質問です。

奈良大立山まつりが終わり、5月に今年度の第1回の実行委員会を開催しました。実行委員会においては、前年度の事業報告及び今年度の事業計画等について議論をいただいたところです。その中で、今年度は奈良大立山まつりを平成29年1月25日から29日までの5日間で行うことや、実行委員会の下に市町村や地域の皆さんをメンバーにした会場運営、企画渉外、広報プロモーションなどのテーマに分けた部会を設置することなどが決定されました。実行委員会のメンバーについては、充て職でされている方で人事異動等になられた方は交代がありましたが、メンバー的にはそのままです。以上です。

○田尻委員 今の答弁を聞いて踏み込んで質問します。

充て職という表現がそうなのかどうかわかりませんが、メンバーについては基本的には変わっていない、補充をしていないと認識しましたが、過去の委員会等の場で、私が申し

上げましたけれど、例えば奈良の一番の商店街と言われている東向商店街、もちいどの商店街、小西通り商店街、三条通り商店街の役員の方や実質的なオーナーの方との意見交換会を何度か私自身はやってきており、その中で、ことしの奈良大立山まつりについては、あれは平城宮跡の事業で、我々には何の相談もないし、我々とは一切関係もないし、我々のところに恩恵も売り上げも何も上がったわけではないと。奈良市内でいる我々ですらそういうことですから、県内各地にはどのような相乗効果や影響があるのでしょうかと商店街の役員の方から私は生で聞いており、そのことについて考えるべきだと申し上げてまいりましたが、今の答弁をお伺いすると、そのことは全く無視をされてきたという認識でいいのでしょうか。

○中西ならの観光力向上課長 前回、確かに準備期間が短かったこともあり、行き届かない点があったと思います。今回、先ほど申し上げました実行委員会の下にテーマ別に分けた部会を設置することにしました。この部会においては、市町村や地域の皆さんをメンバーにした部会にしたいと考えており、部会において企画準備の段階から幅広い意見をいただきながら進めたいと考えて、現在メンバーの選定を進めています。市町村の皆さん、地域で活躍されている民間事業者の方にも入っていただいて、できるだけ多くの県民に参画していただくことで、奈良大立山まつりを地域に密着した祭りにしていきたいと考えています。以上です。

○田尻委員 今の中西ならの観光力向上課長の答弁を聞くと、既にいろいろなところに網羅されているかのように思いますけれど、実際的にはかなり無理があったように私は思っています。大立山を引っ張る手がなく、巡行すると言ったのに、それすら引っ張れなかったら大変なことになるので、ある団体に何とか人を出して何とか引っ張ってくれというのを直前に依頼を受けてどうしようという相談を私自身が受けていました。名前は上げませんが、何なら田尻さん、行かれるのなら一緒に引っ張りませんかという話もいただいたところですが、それが悪いと言っているのではなくて、そういう団体の方も実行委員会の中に入れていただいて、いろいろなことをまず最初に一緒に決めて、それでお願いしたらどうでしょうかと思っているところで、そのことを前回も申し上げてきたのですが、その意図が通じなかったのか、それとも全く無視されたのかわかりませんが、少し残念に思います。

続いて、奈良大立山まつりの件ですが、一般財団法人奈良県ビジターズビューローの「平成28年度事業計画書」2ページ、事業計画の中で奈良大立山まつりに特別観覧席や

行燈奉納をするというのは、どこで決まったのですか。

○阿部観光プロモーション課長 一般財団法人奈良県ビジターズビューローの事業計画書については、奈良県ビジターズビューローの理事会において決定されたものです。

○田尻委員 一般財団法人奈良県ビジターズビューローと奈良大立山まつりの実行委員会の位置づけはどのような位置づけになるのですか。

○阿部観光プロモーション課長 一般財団法人奈良県ビジターズビューローでは、独自の旅行商品の企画を事業として持っています。その中で、今年度も奈良大立山まつりが実施されることを前提として、関連した旅行商品をつくることを奈良県ビジターズビューローの事業として実施しているものです。ですので、奈良大立山まつりそのものというよりは、奈良県ビジターズビューローの事業として、そういった旅行商品を造成していくことを事業計画の中で決定しているものです。

○田尻委員 それでは、一般財団法人奈良県ビジターズビューローが考えたことは、どこかの審議もなく、全てこのことによって奈良大立山まつりは動いていくことになるのですか。

○阿部観光プロモーション課長 説明が十分でなかったかもしれませんが、一般財団法人奈良県ビジターズビューローの事業計画書の中では、奈良大立山まつりの祭りの中身そのものについて何かを決めていることはありません。あくまで奈良大立山まつりが実施されるに当たって、それに関連づいた旅行商品、例えば宿泊のついた特別観覧席を設けられるのであれば、観覧席付きの旅行商品をつくっていくことを、ことしやっていくと事業計画書に記載しているものです。

○田尻委員 それはかなりおかしいのと違いますか。ここに特別観覧席と書いているのではないですか。だから、これは誰が決めたの、誰が承認したの、誰がこれでやると言ったの。それはずるいよ、勝手に特別席をやって、損をしたら誰も知らない。ことしはなかったではないですか。ここが決めたら、全部やるの。それはむちゃくちゃな議論です。

○阿部観光プロモーション課長 特別観覧席については、昨年度も実はありまして、ステージ手前のほうに席を設けていました。行燈奉納行事という形で行燈奉納とセットで販売されていたのですけれども、1席2,000円程度の料金で特別観覧席の販売は昨年度からありました。それを踏まえ、今年度も同じようなものを実施していくと記載があるものです。

○田尻委員 一般財団法人奈良県ビジターズビューローの役員構成はどうなっているのですか。

○阿部観光プロモーション課長 「平成27年度事業報告書」の一番最終ページに奈良県ビクターズビューローの役員名簿があります。理事長に荒井知事を筆頭に、奈良市仲川げん市長、商工会議所の植野会頭を副理事長としています。これが一般財団法人奈良県ビクターズビューローの役員名簿です。

○田尻委員 それでは、これから総務警察委員会に、理事長が知事、副理事長が奈良市長なら、専務理事か誰かに出てきてもらわないといけないのと違いますか。そうでなければ議論がどうもおかしいではないですか。このメンバーの中には実行委員会の人もいますね。両方かぶっているわけです。そういう役員構成も含めて考えなくてはならないのではないかと、私は思いますけれど。この問題については、阿部観光プロモーション課長がすぐ答弁できるものではないと思っていますので、少し整理をして、もう一度、しかるべき場でやりたいと思います。どうもその辺の意見が通らなかつたり、する者にしては非常に残念に思うところがありますので。要はみなで議論してやれば良いと思うのです。一部の人が決めて押し下げるのではなくて、みなで議論できるようにしてほしいということを申し上げている。

数カ月前ですが、イトーヨーカドーの5階で、NPO法人が子育て支援事業として子どもわくわくランドというものをつくられました。警察本部のご協力もいただいて、白バイを1台お借りして、それで来てもらいました。2日間で約5,000人の子どもと親が来た。イトーヨーカドーの店長は木下大サーカス以来で大変喜んでおられました。

だから、催し、企画がよければ必ず人は来るということも含めて、雨の日の対策や子ども対策も含めて、幅広く考えるべきだと思っています。奈良大立山まつりについては、こうして議論を進めていくことがよりよい結果を生んでいくものだと思いますので、きょうすぐ答えが出るわけではないと思いますが、改めて、何度も議論を重ねていきたいと思っています。以上です。

○山村副委員長 私からも1点、お聞きします。

職員の残業時間の問題ですが、たびたびお聞きしていますが、今回本会議の質問に対して、知事は人事課が事前命令の時間が来たら、出退勤システムを記録するように指示をしている事実はありません、サービス残業の強要はないように思いますと答弁をされています。もちろんこういうことがあったとすれば重大な問題だと思うのですが、根拠があつてお答えになったと思っていますが、この点いかがか確認したいと思います。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） その点について、前年度の委員会である委員が

発言されました。それについて、総務部長と私とで、名指しされた本人を呼び確認をしています。そういう事実はないということです。その旨を知事が答弁申し上げたということです。

○山村副委員長 その点は確認をされたということですので、了解したいと思いますが、しかし、職員の方から投書が来ると。いろいろとご意見をいただいている背景にありますのは、サービス残業と言われる実態があるにもかかわらず県がそのことを認める、事実を明らかにされることがないことが大きくあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

この前、総務警察委員会で報告いただきました総務課における調査の結果、退庁時間と支給されている残業の命令時間との差はわずか17分であったというお答えがありました。しかし、本当にそうなのか、そんなことはないという思いが職員の中にはあったのではないかと思います。事実、私も指摘しましたが、そのときに明らかにされたのが平均値ということで、一人一人が何時間働いているのか、そういうことが明らかにされない結果であったことでも一部問題があると思うのですが、そういう実態を明らかにすることによって、この問題は解決していくことができると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） サービス残業の実態ですが、繰り返して申していますが、時間外勤務を事前命令する、命じた時間外勤務に対しては超過勤務手当を支給することで、いわゆるサービス残業というものはないと認識しています。

それから、個々の実態を把握すべきというご指摘のように理解したのですが、それはおっしゃるとおりだと思っています。これも知事が答弁申し上げましたけれども、去年度からいろいろな取り組みをしていますが、今年度新たな取り組みとして、繰り返して恐れ入りますが、組織人事管理責任者を各部局につくりました。組織人事管理責任者が超過勤務縮減、部内のコミュニケーションの充実などに取り組むこととしており、いろいろな部内の実態の把握を徹底させたところです。超過勤務縮減に向けて部内の繁閑調整の役割が重要と考えていますので、特定の所属に業務が集中しないかなどを確認しています。常時、働き方について目配りすることで業務配分や適時の対応につなげたい、個々の実態を把握したいと思っています。

さらに、四半期をめどとして、人事課と組織人事管理責任者で意見交換をすることとしており、しっかりと実施することにより、実態を把握したいと思っています。それにより、超過勤務縮減に向けていろいろと取り組みたいと思っています。

○山村副委員長 お答えをいただきまして、私は2つ問題があると前から言っていますが、1つは今お述べになりましたように長時間の過密労働がある。それを少しでも減らしていかないと職員の健康にかかわる重大な問題であるということで、その点に私も異論はありません。いまだに長時間の残業は続いていると認識していますし、先日もある職員から聞きましたが、毎日終電でしか帰れない、土日も出勤していることもあると。相当疲れていますとおっしゃっておられました。実際、顔色を見ても、本当に大丈夫かと、私自身も心配に思いました。そういう働き方は、根絶しなくてはならないと思います。一部に偏っているのかもしれませんが、そういう方がいらっしゃるということではいけないと思いますので、それをなくしていく取り組みには十分対応していただきたいし、やらなくてはならないことだと思っています。

もう一つは、それだけ残業をされても、それにふさわしい対価がきちんと払われていないことがあるのではないかとということです。柘井総務部次長（人事課長事務取扱）はないとおっしゃいましたが、たくさんの方からいろいろな形で訴えが来ておりますけれども、例えば、長時間労働を繰り返して精神的にも肉体的にも限界が来ている。毎日のように23時過ぎまで、24時を過ぎる時間まで残業をしている。ところが、残業時間については、7月から8月はノー残業デーでゼロ時間。その他の月については30時間までであり、土日については幾ら出勤しても対象にならないということで、このままでは命にかかわる、助けてほしいという意見が来ています。実際、職員労働組合のニュースなどでも報道がされていますが、サービス残業などしたくないから、できるだけいろいろ工夫をして残業を減らすための努力をやっているけれども、仕事がどんどんたまっていくということで、やらざるを得ないと。また、不払い残業があったとしても、みずから請求を控えておられる方が3割もいらっしゃるという調査結果も出ているということで、この実態は深刻なものがあると思っています。だから、そこのところを調べたらわかるのではないかといいましたが、調べようがないなどと、知事の答弁も、システムで全体の時間の管理をする状況になっていないからできないなどという答弁もありましたが、そのようなことはないのではないか。きちんと調べたらわかるのではないかと。そうしなければきちんとやっているかどうか、判断できない職場ということになるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） 山村副委員長がお述べになりましたような状態は、大変問題だと思っています。時間を把握することについて、今のシステムの中ではできないことになっていますが、健康管理などの面から非常に大事なことだと思っています。

時間を把握するについては、管理職はシステムで把握できることになっていますので、そのような職員は管理職とよくコミュニケーションをとっていただき、超過勤務時間が短くなるような取り組みをしていただきたいと思います。所属の中でしっかりとコミュニケーションをとって、繁閑調整などをしていただきたいと思います。

○山村副委員長 お答えになりましたように、時間をきちんと把握されるようにしたいという点はいいと思うのですが、そのことと残業代がきちんと適正に払われているのかの確認をきちんと明らかにしてほしいということをお願い申し上げます。県はそれを認めない立場ですが、これほど職員がいろいろと訴えられて、かつまたなかなか訴えにくいことでもあります。予算との関係がありますから、皆さん、予算のことを真剣に考えておられます。無駄遣いをしたくない、いろいろな形で人が少なくても頑張っている、予算にないものは要求できないなど、そういう立場に立っておられることもわかりますが、それでは法令を遵守すべき奈良県のあり方として間違っていると思います。

県は法令に基づいて県民の人権を守るのが仕事です。その県で法令違反が堂々に行われているということになりましたら、これは示しがつかない大問題であると思います。あくまで認められないとおっしゃっているように私には聞こえているのですが、そうではなくて、小さなところから、全部一遍にいかなくてもきちんと認めるべきは認めていくという立場に改められることを強く要請をしておきたいと思います。

○粒谷委員長 ほかに意見がないようでしたら、これで質疑を終わります。

次に、委員長報告ですが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっていますので、山村副委員長、日本共産党は、反対討論をされますか。

○山村副委員長 はい、します。

○粒谷委員長 それでは、反対意見を記載しませんので、よろしく申し上げます。

次に、委員長報告ですけれども、正副委員長にご一任を願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情がない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもちまして最終になると思います。昨年5月より、委員各位には、県政推進上、とりわけ重要かつ広範にわたる当委員会所管の事項につきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、

理事者におかれましても、種々の問題について、積極的な取り組みをしていただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位並びに理事者の皆様方に、深く感謝申し上げます、簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをもって本日の委員会を終わります。